

法人カード追加申込み時の手続きが変わりました

弊社の法人カード入会手続きの見直しに伴い、2012年4月からの法人カードの追加申込みから、貴団体（法人）および管理責任者様（*）の本人確認をさせていただきます。

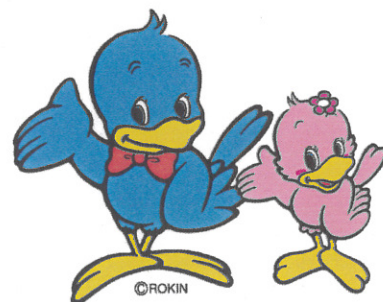
また、管理責任者様が変更となる場合、管理責任者様のご本人さま確認資料をご提出いただきます。

- * 従来の連絡責任者様は郵便物等の宛先としての登録でしたが、今後は法人カードを管理していただく責任者としてご登録させていただきます。

現在ご登録の連絡担当者様の方を引続き管理責任者様として取扱いをさせていただきますが、管理責任者様の変更をご希望される場合、弊社までご連絡願います。

（当社から貴団体（法人）宛に必要な書類をお送りいたします。）

また、犯罪収益移転防止法に基づくご本人さま確認のため、管理責任者様のご自宅へご契約確認書を簡易書留郵便で郵送します。



★★★ROCKY★★★

1. 管理責任者様のご本人さま確認資料（以下いずれか1点）

「お名前」「生年月日」「ご住所」が記載されているページをA4用紙に原寸大でコピーしてください。（住民票は原本となります。）

- 運転免許証（住所変更された場合は両面とも）
- 各種健康保険証（ご本人様のお名前・生年月日・現住所のページ（カードタイプの場合は両面））
- パスポート（写真および住所のページ・国内で発行されたものに限る）
- 住民票（発行日より3ヵ月以内の原本）
- 住民基本台帳カード（写真付）
- 外国人登録証明書（裏面に変更情報の記載がある場合は両面とも）

《留意事項》

有効期限のある公的証明書については、当社に到着する時点において有効なもの、また、有効期限のない公的証明書については、ご送付いただく日の前3ヵ月以内に作成されたものに限ります。

2. ご本人さま確認資料と現住所が異なる場合

管理責任者様のご本人さま確認書類の住所と現住所が異なる場合は、現住所が確認できる次のいずれかの書類をA4用紙に原寸大でコピーしてあわせてお送りください。

（発行から3ヵ月以内で、ご本人様名義のものに限ります。）

- 公共料金の領収書（電気・都市ガス・水道・電話・NHKのいずれか1点）
- 社会保険料の領収証書
- 国税・地方税の領収証書または納税証明書

- * 新たなカード使用者様が、団体（法人）の管理責任者様でない場合は、ご本人さま確認資料（運転免許証等）は不要です。

<法人カードについてのお問い合わせ先>

株式会社労金カードサービス 審査管理部

☎ 03-3295-6737

営業時間…平日9:00~17:00（土日祝日・年末年始は休業）